ひとり親家庭に対する支援

ここでは、ひとり親で育児をされている方のための制度を紹介します。各制度によって、対象になる方が異なる場合がありますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

◆ ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭・寡婦のみなさんが抱えているいろいろな悩みごとの相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

問 こども福祉課 TEL 33-4767

母子生活支援施設

諸事情により、毎日の生活や子どもの養育が困難な母子世帯が暮らす施設です。安心して生活できる環境を保証し、自立できるよう職員が生活を支援します。

こども福祉課 TEL 33-4767

◆ 修学・修業資金などに困ったとき

修業・修学・就学または就職の支度・技能習得・生活などの資金を貸付する母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度があり、この資金の返済に伴う利子の助成制度もあります。申請方法等制度に関することは母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

問 こども福祉課 TEL 33-4767

くらしの資金貸付制度

不時の出費に困窮している世帯等の一時的なつなぎの資金として貸付を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

松本市社会福祉協議会（総合社会福祉センター） TEL 27-3381

◆ 就学援助

経済的理由により、小中学校に通うことが困難な児童生徒の保護者は、学用品費、学校給食費などの一部援助が受けられます。就学援助の支給認定を受けるためには申請が必要です。

問 学校教育課 TEL 33-9846
fax 34-3206 または各学校

学生の授業料等の減免

生活が困難な方は、授業料等の減免を受けられる場合があります。詳しくは進路を考えている方も含め、通学先へお問い合わせください。

- 高校生への支援
  - ・高等学校等就学支援金制度（授業料の減免）
  - ・高校生等奨学給付金（教科書・教材費等の補助）
- 大学・短大・高等専門学校・専門学校生への支援
  - ・高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の減免、給付型奨学金の支給）

◆ 児童扶養手当

離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子（18歳到達後最初の３月分まで支給）、20歳未満の障がいのある子（20歳の誕生日前日までの月分まで支給）を監護する父母または養育者に支給されます。

持っていくもの

請求者と児童の戸籍謄本などが必要になりますが、必要書類はケースにより異なりますので、詳細はお問い合わせください。

支給額（令和７年４月分から）

児童１人月額	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
児童２人目以降（加算額）	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円

※令和６年11月分から児童３人目以降の手当額が増額されました。
受給するには申請が必要です。ただし、条件、所得制限があります。

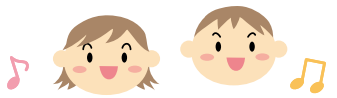

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

◆ 児童手当 → P10

◆ ひとり親家庭支援医療

松本市福祉医療費給付事業として、18歳未満（高校卒業まで）の児童と扶養している父・母、父母のない児童を対象に医療費の自己負担分の一部を助成しています。保険対象自己負担額から高額療養費、附加給付額、公的扶助、受給者負担金（500円）を差し引いた額が支給されます。

持っていくもの

- 戸籍謄本（写し可）
- 保険証情報が分かるもの（コピー可）、またはマイナンバー
- 預金通帳

※転入者は個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

０歳から18歳（高校３年生）までの方は、保険診療分について自己負担額０円で医療サービスを受けることができます。受給するには申請が必要です。なお、条件、所得制限があります。

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

◆ 交通及び災害遺児等福祉金

交通事故及び自然災害・労働災害等によって、父母が死亡または重度の障害者（障害基礎年金１級程度）となった、18歳未満の児童に支給されます。

ただし、事故発生月の初日前６か月から引き続き松本市に住所がある方が対象です。また、受給するには申請が必要です。

持っていくもの

- 戸籍謄本
- 身障手帳
- 事故証明書等
- 遺児または保護者の通帳

児童１人	55,000円（申請時に１回のみ）
	60,000円　※3月振込 （所得税額一定額以上は50,000円）
満6・12歳児童	100,000円　※小中学校入学後4月振込

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

この他に県社会福祉協議会の交通・災害遺児等見舞金の制度があり、一時金が支給されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

松本市社会福祉協議会（総合社会福祉センター） TEL 27-3381

◆ 松本市ひとり親家庭福祉会

「親子の幸せは　深い絆と　安定就労から」。同じ立場にあるひとり親家庭の方々が、ともに助け合い励まし合って子どもを育て、明るい家庭をつくるために、活動を重ねている集まりです。相談できる仲間がいます。研修会、レクリエーション、バスハイク、小学校入学時の激励会等を実施しています。また、施策の改善を県などに要望しています。通年、入会を受け付けています。

年会費　1,000円

問 社会福祉協議会内 ひとり親家庭福祉会事務局（総合社会福祉センター） TEL 27-3381

◆ 母子・父子コーナーのご利用

母子・父子家庭の皆さんの研修、レクリエーションなどのいこいの場です。

場所	総合社会福祉センター2階
利用時間	午前9時～午後10時（日曜・祝日は午前9時～午後5時）
休館日	毎月第3日曜日、12月29日～1月3日

問 総合社会福祉センター TEL 25-3133

◆ 母子家庭の母および父子家庭の父の資格取得

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが就職に有利な資格等の取得、高等学校卒業程度認定試験合格のために修業等した場合に給付金を支給します。（事業により、児童も対象になります。）

以下の制度の給付を希望される方は、必ず受講申込前に母子・父子自立支援員にご相談ください。

問 こども福祉課 TEL 33-4767

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが就職に有利な資格を取得するため、養成機関に修学する場合に、修学期間の範囲内で訓練促進給付金を支給しています。

対象者

- 所得水準が児童扶養手当受給者と同等の方
- 就労と修業の両立が困難な方
- 対象資格の取得が見込まれる方

対象講座

- 介護福祉士
- 看護師
- 准看護師
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 歯科衛生士
- 美容師
- 社会福祉士
- 製菓衛生師
- 調理師
- … 等

支給額

- 修業期間の全期間（上限4年）。月額100,000円（住民税非課税世帯）、70,500円（住民税課税世帯）

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが就職に結びつく講座を受講した際に、本人が支払った受講料等の一部を支給します。

対象者

- 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている母子家庭の母および父子家庭の父
- 給付を受けようとする方の就業経験等から、受講する教育訓練が就業のために有効であると認められる方

対象講座

- 雇用保険法の一般教育訓練・特定一般教育訓練の対象講座（介護職員初任者研修、ケアマネジャー、医療事務等）
- 雇用保険法の専門実践教育訓練の対象講座（看護師、介護福祉士等）

支給額

受講講座の内容により異なりますので、お問い合わせください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の母または父と、その母または父に扶養されている児童が、高卒認定試験の合格を目指すための対策講座を受講したり、高卒認定試験に合格した場合に、本人が支払った受講料等の一部を支給します。

対象者

- 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている母子家庭の母および父子家庭の父と、その母または父に扶養されている児童
- 高等学校を卒業していない等、大学入学資格がない方
- 適職に就くために高卒認定試験に合格することが必要である方

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座

支給額

高卒認定試験の合否により異なりますので、お問い合わせください。

◆ 子育て支援事業利用料助成金交付制度

ひとり親家庭の皆さんなどの経済的負担を軽減するために、ファミリー・サポート事業と子育てサポーター訪問事業の利用料を助成しています。

対象者の要件（次のいずれかに該当する方）

① 生活保護費受給世帯
② 児童扶養手当受給世帯
③ 子育て支援医療を除く松本市福祉医療費を受給している（方）
④ 市民税非課税世帯

助成金額

利用料の 1/2（支援者交通費などの実費は除きます）　※助成限度額：月額 10,000円

利用から助成金交付まで

① 利用した後は、通常の利用料を協力会員（サポーター）にお渡しください。協力会員（サポーター）からは、援助活動報告書（控）が渡されますので保管しておいてください。
② 申請は１か月ごとになりますので、前月分の利用料合計額の半額について、利用した月の翌月末日までに助成金交付申請書を提出してください。その際、援助活動報告書（控）の添付が必要です。
③ 資格審査を経て、助成金交付が決定した場合は、申請者に助成金交付決定書が送付されます。その後、申請者の請求により指定の口座に助成金が振り込まれます。

申請書

こども育成課およびファミリー・サポート・センター事務局で配布しています。市のホームページからもダウンロードできます。

問 こども育成課 TEL 34-3261